

土曜日
レイン増設
《10
レイン
14
レイン
》

ARAI AUCTION SHINKA

2026年9月5日 土

8月27日 [木] 木曜開催ファイナル
4輪小山開催曜日変更
《木曜
▼
土曜
》



※コーナー編成・出品規定等の運営詳細は7月下旬に発表予定です



ARAI
AUCTIONS

仙台会場
小山会場
総合機械小山会場
ベイサイド会場(第1)
ベイサイド会場(第2)
名古屋会場
関西会場
福岡会場

〒981-3624 宮城県黒川郡大和町宮床字森の腰135-1
〒329-0201 栃木県小山市栗宮548
〒323-0827 栃木県小山市神鳥谷2259-9
〒210-9511 神奈川県川崎市川崎区東扇島90
〒210-0862 神奈川県川崎市川崎区浮島町524-2
〒455-0847 愛知県名古屋市港区空見町1-44
〒551-0023 大阪府大阪市大正区鶴町3丁目26-28
〒811-0117 福岡県糟屋郡新宮町上府683-1

TEL:022-346-2101
TEL:0285-45-1555
TEL:0285-39-8818
TEL:044-288-7788
TEL:044-589-6015
TEL:052-364-7797
TEL:06-4395-5274
TEL:092-410-8195

SHINKA | 9月以降のセリ順 (土曜日)

SATURDAY AUCTION ORDER FROM SEPTEMBER

ABレーン

- ① 小山会場 小型トラック

CDレーン

- ① 小山会場 中型トラック I
② 小山会場 特選小型トラック
③ 小山会場 特選中型トラック
④ 小山会場 特選大型トラック
⑤ 小山会場 高年式小型トラック
⑥ 小山会場 高年式中型トラック
⑦ 小山会場 高年式大型トラック
⑧ 小山会場 中型トラック II

EFレーン

- ① 小山会場 大型トラック
② 小山会場 トラック車台番号不鮮明 (小)
③ 小山会場 トラック車台番号不鮮明 (中大)

GHレーン

- ① 小山会場 トラックURIKIRI (小)
② 小山会場 トラックURIKIRI (中大)
③ 小山会場 レンタ・リースアップ
④ 小山会場 クレーン
⑤ 小山会場 トラックボディ
⑥ 小山会場 トラックキャビン
⑦ 小山会場 トレーラ
⑧ 小山会場 トレーラ車台番号不鮮明
⑨ 小山会場 現状・不動車 (トラック)

IJレーン

- ① 苫小牧ヤード ディーラー・リース
② 苫小牧ヤード 商用バン・乗用車・トラック
③ 苫小牧ヤード トレーラ
④ 苫小牧ヤード トレーラ車台番号不鮮明
⑤ 苫小牧ヤード 現状車
⑥ 苫小牧ヤード トラック車台番号不鮮明
⑦ 名古屋会場 商用バン・乗用車
⑧ 名古屋会場 レンタ・リースアップ
⑨ 名古屋会場 小型トラック
⑩ 名古屋会場 中型・大型トラック
⑪ 名古屋会場 現状・不動車
⑫ 名古屋会場 架装品・パーツ
⑬ 名古屋会場 トラックボディ
⑭ 名古屋会場 トレーラ
⑮ 名古屋会場 トレーラ車台番号不鮮明
⑯ 名古屋会場 トラック車台番号不鮮明
⑰ 鳥栖大刀洗ヤード トラック
⑱ 鳥栖大刀洗ヤード 現状・不動車
⑲ 鳥栖大刀洗ヤード トラック車台番号不鮮明

KLレーン

- ① 4輪小山 商用バン・乗用車 I
② 4輪小山 プレミアムメンバーズ
③ 4輪小山 買取・ディーラー・リース
④ 4輪小山 初出品フレッシュ
⑤ 4輪小山 軽自動車
⑥ 4輪小山 商用バン・乗用車 II
⑦ 4輪小山 URIKIRI

MNレーン

- ① 小山会場 パーツ
② 小山会場 産業機械
③ 4輪小山 つくばヤード 商用バン・乗用車
④ 4輪小山 つくばヤード 現状車
⑤ 4輪小山 現状・不動車 (商用・乗用)

- ⑳ 福岡会場 商用バン・乗用車
㉑ 福岡会場 トラック
㉒ 福岡会場 パーツ
㉓ 関西会場 商用バン・乗用車
㉔ 関西会場 小型トラック
㉕ 関西会場 中型トラック
㉖ 関西会場 大型トラック
㉗ 関西会場 現状・不動車
㉘ 関西会場 パーツ・クレーン
㉙ 関西会場 トラック車台番号不鮮明
㉚ ベイサイド会場 商用バン
㉛ ベイサイド会場 トラック
㉜ ベイサイド会場 現状・不動車
㉝ ベイサイド会場 トレーラ
㉞ ベイサイド会場 トレーラ車台番号不鮮明
㉟ ベイサイド会場 トラック車台番号不鮮明
㊱ 沖縄ヤード
㊲ 沖縄ヤード トラック車台番号不鮮明
㊳ 仙台ヤード

特設コーナー

- ・特設パーツ
実施会場：ベイ第1/名古屋/関西
- ・架装メーカー・パーツ
実施会場：小山/名古屋/関西
- ・小山会場 産業設備・レンタルアップ
- ・特設オークスモビリティ映像
- ・特設トラックディーラー協賛
実施会場：小山/名古屋/関西/鳥栖大刀洗

8/27(木) 4輪小山オークション(木曜最終開催) に関するご案内

8/27(木) 第1896回 4輪小山オークションは 木曜日での最終開催となり、9月以降は土曜日の開催となります
つきましては、下記内容の通りの運用とさせていただきますのでご注意ください

①AA在庫について

2026年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

= 4輪小山木曜最終開催のため
AA在庫掲載不可

8/27(木)出品分、出品申込書内の「AA在庫価格」に
金額をご記入いただいた場合は、
事務局にて不掲載の対応をとらせていただきます

②8/27(木)流札車両 → 9/5(土)再出品について

木曜コーナーに対する、該当土曜コーナーへ振り分けさせていただきます
※再出品時のコーナーは事務局判断にて決定

例) 8/27 (木) 100%売り切りコーナー 流れ
→ 9/5 (土) 4輪小山URIKIRIコーナーへ再出品

コーナーを指定される場合は、8/31(月)9:00迄に事務局へご連絡ください

③8/27(木)流札車両について

搬出扱いの場合： 8/31(月)9:00迄に事務局へご連絡ください

8/29(土)へ移動再出品の場合： 8/28(金)正午12:00迄に事務局へご連絡ください

④8/29(土)商用乗用コーナーで流札した軽自動車について

9/5 (土) 軽自動車コーナーへ再出品させていただきます

皆様のご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

2026年
9月から

アライオークション4輪小山 「下見代行」運用変更のご案内

申込方法

開催曜日変更に伴い、**AI-NETからの下見代行のお申し込み受付を終了いたします。**
9月以降の下見代行のお申し込みはFAXのみでの受付となります。

手数料

FAX回答



500 円 / 台

1台につき5項目まで

電話回答



2,000 円 / 台

1台につき5項目まで



ARAI
AUCTIONS

2026/9/5（土）より アライ4輪小山・バントラ落札限度額統一のお知らせ

アライオークション 4 輪小山の開催日変更にともない、アライオークション 4 輪小山とアライオークションバントラの落札限度額を**設定額の高い方へと統一させていただきます**。ご理解・ご協力の程、お願い申し上げます。

正会員		【変更前】		【変更後】
	4 輪小山落札限度額	バントラ落札限度額		統一落札限度額
	¥20,000,000	¥ 3,000,000	⇒	¥20,000,000
	¥ 5,000,000	¥30,000,000	⇒	¥30,000,000
	¥ 3,000,000	¥ 3,000,000	⇒	¥ 3,000,000

※アライオークション 4 輪ベイサイド、アライオークション 4 輪仙台、アライオークション総合機械、AI-NETについては従来通りとなります。

※ **4輪小山・バントラをご利用のデポジット会員様については落札限度額が合算になります。**（預り保証金合計額の5倍が与信額となります）

デポジット会員		【変更前】		【変更後】
	4 輪小山落札限度額	バントラ落札限度額		統一落札限度額
	¥ 3,000,000	¥ 3,000,000	⇒	¥ 6,000,000

Due to ARAI 4W Oyama being held on the same day as ARAI VT, the bidding credit limit will be determined based on the higher of the two currently assigned limits.

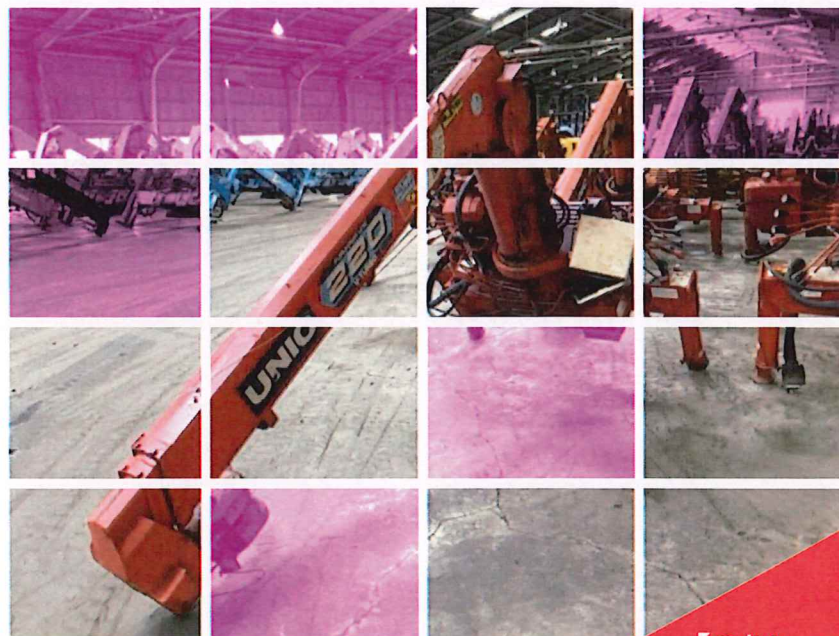
※ARAI 4W BAYSIDE, SENDAI, MACHINERY&MOTORCYCLE, and AI-NET are not affected by this change and will continue under the current policy.

※For deposit members, The maximum bid limit will be combined ARAI 4W Oyama and ARAI VT. (The credit limit is five times the total amount of the security deposit held.)

2026 **9.5** [SAT] ~

産業機械コーナー再編

— 目的別に専門性の高いコーナーを実施 —



**G/H
LANE
CRANE**

〔バントラオークション
クレーンコーナー〕

【G/Hレーン】

出品番号：31001号車～

取扱商材：クレーン単体(車両積載型)

〔パーツオークション
産業機械コーナー〕

【M/Nレーン】

出品番号：39001号車～

取扱商材：クレーン以外

(事務局判断による)

**M/N
LANE
SANKI**



産業機械コーナー出品規定

2026年9月

レーン	MNレーン
出品NO.	39001号車～
搬出入場所	小山会場Aプール 第4倉庫内(24時間搬出入可)
出品可能商材	・タイヤチェーン ・ハイジャッキ ・セニアカー ・スポットクーラー ・オイルバランサー ・ロングジャッキ ・ゴルフカート ・オイルチェーンジャー ・バギー
出品不可商材	事務局判断による
出品条件	・製造番号あるいは車台番号が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること(製造時から番号のないものは除く) ・製造番号または車台番号は正規な番号のものであり、改ざんがないこと ・所轄官庁発行の登録ナンバー(役所ナンバー)付きの場合は、所定の手続きにて返納し、登録が抹消されており、車検証等の登録書類が無いものとする ・輸送上転倒や油脂類が漏洩の危険性がある場合、予防を施してあること
出品不可商材	・盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっている場合 ・製造番号、車台番号の確認が明確でないと事務局が判断した場合 ・燃料漏れ、オイル漏れが著しく酷い場合、または事務局が危険と判断した場合 ・正常に作動しない、走行できない、あるいは大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合 ・部品、装備品が取り外された(分解)状態の場合 但し、輸送都合で取外しの必要性があると事務局が認めた場合はこの限りではない ・主要部分に欠品があり正常な機能をなさない場合(鍵、バッテリー、燃料タンク等) ・付属するアタッチメント等が作動不良のため、走行不可の場合 ・セット品としての出品 ・バッテリー動力の機械で、充電が不十分な場合 ・その他事務局判断による
基本ルール	・原則ノークレーム(出品票の誤記入はクレーム対象) ・不具合時ノークレーム(動作不良、損傷、部品欠品、災害、修復歴含む) ・評価点は0点
出品申込書	産業機械用出品申込書
提出書類	誓約書兼販売証明書
手数料	成約金額変動型手数料

クレーンコーナー出品規定

2026年9月

レーン	GHレーン			
出品NO.	31001号車～			
搬出入場所	小山会場Aプール 第4倉庫内(24時間搬出入可)			
出品可能商材	クレーン単体(車両積載型)			
出品不可商材	ミニクレーン、ヒアブタイプクレーン、クレーンジャッキ単体、船舶用クレーン 等 その他事務局判断による			
出品条件	・製造番号あるいは車台番号が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること(製造時から番号のないものは除く) ・製造番号または車台番号は正規な番号のものであり、改ざんがないこと			
出品不可商材	・盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっている場合 ・製造番号、車台番号の確認が明確でないと事務局が判断した場合 ・オイル漏れが著しく酷い場合、または事務局が危険と判断した場合 ・主要部分に欠品があり正常な機能をなさない場合 ・その他事務局判断による			
基本ルール	・原則ノークレーム(出品票の誤記入はクレーム対象) ・不具合時ノークレーム(動作不良、損傷、部品欠品、災害、修復歴含む) ・3t吊り以上のクレーン検査証有効期限は翌月末以上あるものとする ・評価点は0点			
出品申込書	産業機械用出品申込書			
提出書類	誓約書兼販売証明書			
手数料	成約金額変動型手数料			
	価格帯	出品料	成約料	落札料
	～30,000円	1,000円	3,000円	3,000円
	31,000円～50,000円	2,000円	5,000円	5,000円
	51,000円～100,000円	4,000円	6,000円	6,000円
	101,000円～500,000円	8,000円	12,000円	12,000円
	501,000円～	12,000円	16,000円	16,000円
(注1) 出品料は希望価格により自動算出となります。 ※希望金額未記入または価格調整時に希望金額を外した場合(99,999設定)は、MAX時の12,000円とします。 (注2) 成約料&落札料は、成約金額により自動算出となります。 (注3) 提携する外部接続先からの参加手数料は、各接続先業者が定める手数料に準じます。				

クレーンコーナー 出品規定改定のご案内

2026年9月5日(土)より、アライバントラクレーンコーナーの一部出品規定を下記の通り変更いたします

【出品可へ変更】

改定前 → 改定後(2026.9.5～)

製造番号一部不鮮明	不可 → 可	故意消去・二度打ちは除外
コーションプレート傷で不鮮明	不可 → 可	「傷・一部不鮮明」と記載
クレーンフック欠品	不可 → 可	欠品を記載
アウトリガーフロート欠品	不可 → 可	自立できる場合のみ
クレーンワイヤー欠品	不可 → 可	ブームを伸びないように固定
架装ボルト取付部欠品	不可 → 可	対象仕様を事前確認
架装品等あり	不可 → 可	架装品・改造加工を記載
ウインチセット	油圧のみ → 可	油圧・電気どちらも可

【出品不可を継続】

作動確認不可 |

オイルタンク欠品／アウトリガー欠品
伸縮用ワイヤー欠品／各所シリンダー欠品
ワイヤーモーター欠品／コントロールバルブ欠品
落札後の作動確認不可(伸縮用ワイヤーは戻し確認不可)

移動・安全上不可 |

旋回モーター欠品・破損／ブーム格納不良
ブーム・アウトリガー溶接固定／各所溶接固定
動作不可(破損大を含む・検査員判断)
※その他の固定は、十分な安全性があれば可

対象外・犯罪関与 |

コーションプレート欠品・偽造／ミニクレーン
ヒアブクレーン／ジャッキ単体／船舶用クレーン
プレート欠品・偽造は犯罪関与の観点から出品不可



出品時のお願い

状態・欠品・改造加工を注意事項欄へ必ず記載し、固定・自立・識別情報・対象仕様をご確認ください

皆様のご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします

Crane Corner Listing Rules Revised

From Sep. 5, 2026, selected rules for the Arai Van Truck Crane Corner will change as shown below.

[NOW ELIGIBLE FOR LISTING]

Before → After (from Sep. 5, 2026)

Serial no. partly illegible	No → Yes	Except erasure / restamping
Caution plate damaged / illegible	No → Yes	Note: damaged / partly illegible
Crane hook missing	No → Yes	Declare missing item
Outrigger float missing	No → Yes	Only if self-supporting
Crane wire rope missing	No → Yes	Secure boom against extension
Mounting bolt attachment missing	No → Yes	Pre-check applicable spec
Attachments / modifications present	No → Yes	Declare attachments / mods
Winch set	Hydraulic only → Yes	Hydraulic or electric OK

[REMAINS INELIGIBLE FOR LISTING]

OPERATION CANNOT BE VERIFIED

Oil tank / outrigger missing
Telescoping rope / any cylinder missing
Wire motor / control valve missing

No post-sale check (incl. retraction with rope missing)

MOVEMENT / SAFETY REASON |

Slewing motor missing/damaged / boom stowage fault
Boom/outriggers welded fixed / other welded fixing
Inoperable, incl. severe damage (inspector judgment)

* Other fixing is allowed if sufficiently safe.

OUT OF SCOPE / CRIME RISK |

Caution plate missing/forged / mini crane
HIAB crane / jack only / marine crane

Missing/forged plates remain barred due to crime risk



LISTING NOTE OF CAUTION

Always disclose condition, missing parts, and modifications in the notes. Confirm securement, stability, identification, and applicable specifications.

Thank you for your understanding and cooperation.

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 残暑の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオークションに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオークションは、オークション規約の記載内容を整理し、一部改定を実施いたします。

また、アライオークション総合機械は、建機・農機・フォークリフト・パーツ・パーツ（バイク）の各商材特化型のオークション開催を開始いたします。これに伴い、各商材に合わせた新たな規約を制定いたしますので、各規約の内容につきまして、当社 HP でご確認ください。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

施行日 2026 年 9 月 1 日（火）

内 容 【規約改定】

1. オークション規約（乗用/商用バン）
1. 1 記載内容の変更（改定箇所前後比較）

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
第1章 総則 第1条(目的) アライオークション規約(以下「本規約」という)は、荒井商事株式会社(以下「荒井商事」という)が主催する中古車両・機械等(以下、機械等を含めて「車両」という)のオークションに関し、荒井商事と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両の種類・形状等に応じて、アライオークション規約(乗用/商用バン)とアライオークション規約(トラック・バス)とに分かれるものとし、産業機械・パーツについては、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライ総合機械オークションについては、別途、規約を定めるものとする。	第1章 総則 第1条(目的) アライオークション規約(以下「本規約」という)は、荒井商事株式会社(以下「荒井商事」という)が主催する中古車両・機械等(以下、機械等を含めて「車両」という)のオークションに関し、荒井商事と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両の種類・形状等に応じて、アライオークション規約(乗用/商用バン)とアライオークション規約(トラック・バス)とに分かれるものとし、クレーンについては、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライオークション建機、アライオークション農機、アライオークションフォークリフト、アライオークションパーツについては、別途、規約を定めるものとする。
第1章 総則 第10条(本規約の改定) 1 アライ A は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時改定することができるものとする。なお、本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライ A の運営・管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとする。	第1章 総則 第10条(本規約の改定、その他規定の制定等) 1 アライ A は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時改定することができるものとする。なお、本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライ A の運営・管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとする。

2 アライ A は、前項の改定を行う場合、14 日以上の予告期間において、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライ A のホームページ上に表示する。	2 アライ A は、前項の改定を行う場合、14 日以上の予告期間において、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライ A のホームページ上に表示する。
3 会員は、本条第1項の会場内における開示、書面による通知及びアライ A ホームページ上の表示内容を常時確認しなければならない。	3 会員は、本条第1項の会場内における開示、書面による通知及びアライ A ホームページ上の表示内容を常時確認しなければならない。
4 アライ A は、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第1項の改定を承認したものとみなす。	4 アライ A は、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第1項の改定を承認したものとみなす。
	5 アライ A は、本規約とは別に、手数料、会場ごとの出品・搬出に関する取り扱いルール、オークションのその他運営に関する規定(ルール、概要、その他名称のいかんを問わない)を定めることができるものとし、当該規定については、前4項が準用されるものとする。

2. オークション規約(トラック/バス)
2. 1 規約全文(各条文を含む)における「産業機械・パーツ」の表記を、すべて「クレーン」に改めます。
2. 2 記載内容の変更（改定箇所前後比較）

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
第1章 総則 第1条(目的) アライオークション規約(以下「本規約」という)は、荒井商事株式会社(以下「荒井商事」という)が主催する中古車両・機械等(以下、機械等を含めて「車両」という)のオークションに関し、荒井商事と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両の種類・形状等に応じて、アライオークション規約(乗用/商用バン)とアライオークション規約(トラック・バス)とに分かれるものとし、産業機械・パーツについては、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライ総合機械オークションについては、別途、規約を定めるものとする。	第1章 総則 第1条(目的) アライオークション規約(以下「本規約」という)は、荒井商事株式会社(以下「荒井商事」という)が主催する中古車両・機械等(以下、機械等を含めて「車両」という)のオークションに関し、荒井商事と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両の種類・形状等に応じて、アライオークション規約(乗用/商用バン)とアライオークション規約(トラック・バス)とに分かれるものとし、クレーンについては、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライオークション建機、アライオークション農機、アライオークションフォークリフト、アライオークションパーツについては、別途、規約を定めるものとする。
第1章 総則 第10条(本規約の改定) 1 アライ A は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時改定することができるものとする。なお、本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライ A の運営・管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとする。	第1章 総則 第10条(本規約の改定、その他規定の制定等) 1 アライ A は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時改定することができるものとする。なお、本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライ A の運営・管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとする。
2 アライ A は、前項の改定を行う場合、14 日以上の予告期間において、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライ A のホームページ上に表示する。	2 アライ A は、前項の改定を行う場合、14 日以上の予告期間において、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライ A のホームページ上に表示する。
3 会員は、本条第1項の会場内における開示、書面による通知及びアライ A ホームページ上の表示内容を常時確認しなければならない。	3 会員は、本条第1項の会場内における開示、書面による通知及びアライ A ホームページ上の表示内容を常時確認しなければならない。
4 アライ A は、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第1項の改定を承認したものとみなす。	4 アライ A は、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第1項の改定を承認したものとみなす。
	5 アライ A は、本規約とは別に、手数料、会場ごとの出品・搬出に関する取り扱いルール、オークションのその他運営に関する規定(ルール、概要、その他名称のいかんを問わない)を定めることができるものとし、当該規定については、前4項が準用されるものとする。

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
産業機械・パーツ・ボディ専用規約 第1条 (運営) 1 アライ A では、産業機械・パーツ・ボディ(車両系機械・車両系パーツ「以下、産業機械」という)に関する運営を、アライ A 各会場ごとに定めるものとし、その詳細をアライ A ホームページ内、各会場「出品規定」に掲載する。 2 アライ A では、産業機械・パーツ・ボディに於ける出品物を、下記内容にて区分する。 (1) 機械として区分するものは、出品された機械自体で稼働(作動)することができるもの (2) 部品・パーツ(以下「パーツ」という)として区分するものは、出品されたパーツ自体では稼働(作動)することができないもの(エンジン・ミッション・パワーステアリング・タイヤ・足廻り等) (3) ボディコーナーにおける出品物は下記のものに限る 平ボディ・ローダーボディ・ダンプ・脱着装置付きコンテナ専用ボディ及びコンテナ(箱)と箱(アルミバン・ウイング・冷凍用バン)	クレーン・ボディ専用規約 第1条 (運営) 1 アライ A では、クレーン・ボディに関する運営を、アライ A 各会場ごとに定めるものとし、その詳細をアライ A ホームページ内、各会場「出品規定」に掲載する。 2 アライ A では、クレーン・ボディに於ける出品物を、下記内容にて区分する。 (1) クレーンコーナーにおける出品物は下記のものに限る クレーン単体(車両積載型) (2) ボディコーナーにおける出品物は下記のものに限る 平ボディ・ローダーボディ・ダンプ・脱着装置付きコンテナ専用ボディ及びコンテナ(箱)と箱(アルミバン・ウイング・冷凍用バン)
第2条 (出品規定) 産業機械・パーツ・ボディに関する出品の基本を、以下のとおりとする。 1 機械・パーツ・ボディを出品する際は、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。 2 出品するすべての機械・パーツについては、製造番号または車台番号が、打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できるもの(製造時から番号の無いものは除く)とする。 (1) 陸運支局管轄のナンバープレート付き車両(機械)は、打刻による車台番号の確認ができるもの (2) 製造番号とは、各出品機械・パーツ・ボディの出荷時に製品つけられた番号(シリアルナンバー) (3) エンジン等の部品番号は製造番号とはしない 3 製造番号または車台番号は、正規な番号のものに限る。(不鮮明・改ざんは出品不可) 4 出品する機械・パーツ・ボディは、出品店が完全な所有権を有し、出品前に、盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。 5 輸送上、転倒や油脂類が漏洩する等の危険性がある機械・パーツ・ボディを出品する場合は、予め予防策を施してから出品をしなければならない。 6 産業機械・パーツ・ボディの出品に対し、下記内容に該当する場合は出品できない。また、該当しない場合でも、アライ A の判断により出品ができない場合がある。 (1) 燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合またはアライ A が危険と判断した場合 (2) 出品する機械が正常に作動や走行ができない、あるいは、大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合 (3) 出品する機械の主要部品に欠品があり、正常な機能をなさない場合(カギ・バッテリー・作動油タンク等)	第2条 (出品規定) クレーン・ボディに関する出品の基本を、以下のとおりとする。 1 クレーン・ボディを出品する際は、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。 2 出品するすべてのクレーン・ボディについては、製造番号または車台番号が、打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できるもの(製造時から番号の無いものは除く)とする。 (1) 陸運支局管轄のナンバープレート付き車両(機械)は、打刻による車台番号の確認ができるもの (2) 製造番号とは、クレーン・ボディの出荷時に製品つけられた番号(シリアルナンバー) 3 製造番号または車台番号は、正規な番号のものに限る。(不鮮明・改ざんは出品不可) 4 出品するクレーン・ボディは、出品店が完全な所有権を有し、出品前に、盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。 5 輸送上、転倒や油脂類が漏洩する等の危険性があるクレーン・ボディを出品する場合は、予め予防策を施してから出品をしなければならない。 6 クレーン・ボディの出品に対し、下記内容に該当する場合は出品できない。また、該当しない場合でも、アライ A の判断により出品ができない場合がある。 (1) 燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合またはアライ A が危険と判断した場合 (2) 出品する機械が正常に作動や走行ができない、あるいは、大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合 (3) 出品する機械の主要部品に欠品があり、正常な機能をなさない場合(カギ・バッテリー・作動油タンク等)

ギ・バッテリー・作動油タンク等) (4) 主要部品、装備品が取り外された(分解)状態の場合。ただし、輸送都合で取り外しの必要があると認めた場合は、この限りではない (5) 梱包されていて、中身の確認ができない場合 (6) バッテリー動力の機械で、充電が不十分な場合またはアライ A が、不十分と判断した場合 7 産業機械・パーツ・ボディを出品し成約した出品店は、オークション開催日を含む8日以内に、アライ A が定める「誓約書兼販売証明書」をアライ A に提出しなければならない。 8 出品店が、前項に規定する「誓約書兼販売証明書」の提出期限を遅延する場合または提出ができない場合は、第7章第2条1項から3項に記載の内容に準じ処理を行う。また、その際の代金決済については、第6章第4条に基づいて処理を行う。 9 「誓約書兼販売証明書」は、アライ A 指定のもので、原本を提出するものとしFAX等の写しや記載内容に於ける訂正、誤字、空欄等がある場合は、受付しない。 10 「誓約書兼販売証明書」はアライ A が保管し、落札店には提出しない。	(4) 主要部品、装備品が取り外された(分解)状態の場合。ただし、輸送都合で取り外しの必要があると認めた場合は、この限りではない (5) 梱包されていて、中身の確認ができない場合 (6) アライ A が、不十分と判断した場合 7 クレーン・ボディを出品し成約した出品店は、オークション開催日を含む8日以内に、アライ A が定める「誓約書兼販売証明書」をアライ A に提出しなければならない。 8 出品店が、前項に規定する「誓約書兼販売証明書」の提出期限を遅延する場合または提出ができない場合は、第7章第2条1項から3項に記載の内容に準じ処理を行う。また、その際の代金決済については、第6章第4条に基づいて処理を行う。 9 「誓約書兼販売証明書」は、アライ A 指定のもので、原本を提出するものとしFAX等の写しや記載内容に於ける訂正、誤字、空欄等がある場合は、受付しない。 10 「誓約書兼販売証明書」はアライ A が保管し、落札店には提出しない。
第3条 (クレーム規定) 産業機械・パーツのクレームについては、以下の基準にて処理を行う。 1 産業機械として区分する出品物のクレームは、オークション開催日を含む5日間(日曜日は除く)以内とし、期間最終日の17時までとする。 2 パーツとして区分する出品物は、非クレーム対象とする。クレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン等の後送品については、発送日を起算日として5日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付とする。但しクレーン単体より、付属となるリモコン・ラジコン等が先に到着した場合、動作確認が出来ない為、クレーム申告期限を最長でオークション開催日を含む13日間(日曜日を除く)とする。 3 ボディとして区分する出品物は、非クレーム対象とする。 4 第5章第2条1項及び第8章第2条1項に抵触するとアライ A が判断した場合は、クレームの対象として処理を行う。(クレーム期限についても、アライ A 判断にて決定する。)	第3条 (クレーム規定) クレーンのクレームについては、以下の基準にて処理を行う。 1 クレーンとして区分する出品物のクレームは、オークション開催日を含む5日間(日曜日は除く)以内とし、期間最終日の17時までとする。 2 クレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン等の後送品については、発送日を起算日として5日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付とする。但しクレーン単体より、付属となるリモコン・ラジコン等が先に到着した場合、動作確認が出来ない為、クレーム申告期限を最長でオークション開催日を含む13日間(日曜日を除く)とする。 3 ボディとして区分する出品物は、非クレーム対象とする。 4 第5章第2条1項及び第8章第2条1項に抵触するとアライ A が判断した場合は、クレームの対象として処理を行う。(クレーム期限についても、アライ A 判断にて決定する。)

内 容 【規約制定】

- ・ アライオークション建機規約
- ・ アライオークション農機規約
- ・ アライオークションフォークリフト規約
- ・ アライオークションパーツ規約
- ・ アライオークションパーツ(バイク)規約